

農地転用を伴う蓄電池施設の設置に関する取り扱い

令和8年1月9日
太田市農業委員会

この取り扱いについては、農地転用に伴う蓄電池施設の設置に際し、太田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が審査する農地法手続きの円滑化を図るとともに、事業者と周辺の農地所有者、耕作者及び地域住民との間のトラブルを回避することを目的とする。

1. 事業者は、計画地の選定に際しては、あらかじめ農業委員会と十分な協議を行い、周囲の営農環境、住環境、自然環境等に支障を及ぼすおそれがないように、適正な被害防除対策（雨水排水処理、土砂流出防止、騒音防止対策等）に努めるものとする。
2. 事業者は、蓄電池施設からおおむね 50 メートル以内の地域住民に対して、あらかじめ事業計画や被害防除対策等について、説明会等を開催し、誠意をもって合意形成に努めるものとする。
3. 騒音については、周辺の住環境を鑑み、騒音規制法等を参考におおむね 45 デシベル以下に抑えるよう努めるものとする。
4. 農業委員会は、上記の1～3の事項に関して、審査上に必要があると判断した場合には、事業者に対して参考となるべき書類を求めることができる。
5. 事業者は、農地転用許可後の土地利用についても、周囲の営農環境、住環境、自然環境等に支障を及ぼすことがないよう、適正な管理に努めるものとする。
6. 事業者は、事業を終了する場合においては、事業者の責任で速やかに蓄電池施設（付帯施設等を含む）を撤去することとする。

附則

この取り扱いについては、令和8年1月9日より施行する。